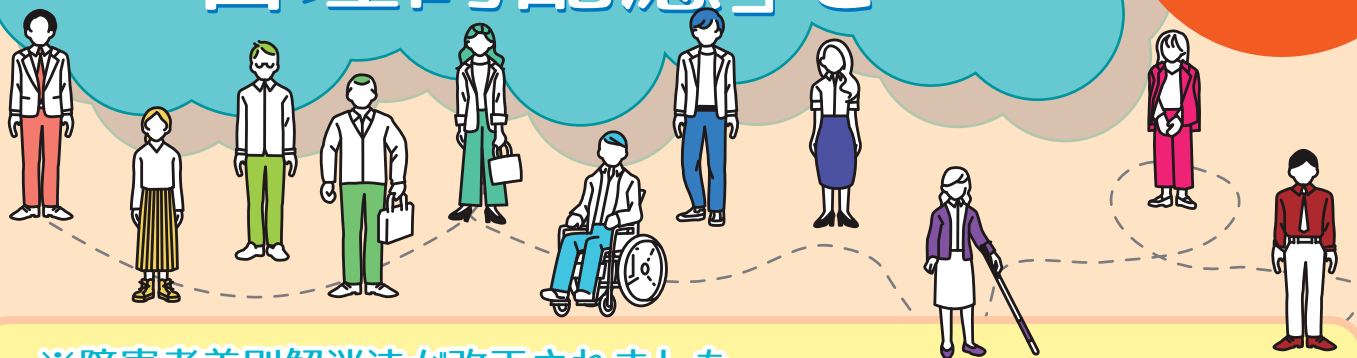


「共生社会」の実現のため、 「合理的配慮」を…

不提供の
禁止



※障害者差別解消法が改正されました。

障害者差別解消法とは、すべての国民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。

今回の改正でこれまでの「差別的取り扱いの禁止」だけでなく…

※「合理的配慮の不提供の禁止」が、 民間事業者の努力義務が法的義務になりました。

※合理的配慮とは…

様々な場面で、事業所に対して障害者から何らかの配慮を求められた場合、事業所側は過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除く具体的支援を行わなくてはならないということ。

※合理的配慮の実例…



読み書きが困難な方に

文字の読み書き困難な方が、タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。



移動が困難な方に

肢体が不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープやエレベーターを設置する。



指示理解が困難な方に

複雑な指示理解が難しい方に、指示を一つずつ分けて伝えたり、イラストを駆使して説明する。



疲労・緊張しやすい方に

緊張や疲労が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調節する。

あなたの身の回り…合理的配慮がされていますか？
一度考えてみませんか？

ご相談は

静岡県障害者差別解消相談窓口
TEL：054-252-9800
FAX：054-252-0016

Eメール：soudan-csw@yr.tnc.ne.jp
静岡県静岡市葵区駿府町1番70号
静岡県総合社会福祉会館4階